

山下江法律事務所
実務に役立つ
企業法務の基礎

第102回

下請法 (3)

前回は、下請法の適用対象となる取引のうち、「製造委託」と「修理委託」について説明しました。

今回は、「情報成果物作成委託」と「役務提供委託」について説明します。

情報成果物作成委託

情報成果物作成委託とは、ソフトウェア、映像コンテンツや各種デザインなど、情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者にその作成作業を委託することをいいます。

情報成果物の例としては、プログラム(ゲームソフト、家電製品の制御プログラムなど)、映像や音声、音響などから構成されるもの(テレビ番組、映画など)、文字、図形、記号などから構成されるもの(設計図、ポスター・デザインなど)があ

り、物品の付属品・内蔵部品、物品の設計・デザインに関わる作成物全般を含みます。

情報成果物作成委託は、次の3つのタイプに分かれます。

① 情報成果物を業として提供している事業者が、その情報

成果物の作成行為の全部または一部を他の事業者に委託する場合

② (具体例) 放送事業者がテレビやラジオ番組の制作を番組制作会社に委託する場合

③ 情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物の作成行為の全部または一部を他の事業者に委託する場合

（具体例）広告会社が依頼者から受注したCMの制作をCM制作会社に委託する場合

（具体例）家電メーカーが、全部または一部を他の事業者に委託する場合

（具体例）家電メーカーが、内部のシステム部門で作成す

る自社用経理ソフトの作成の一部をソフトウェアメーカー

に委託する場合

役務提供委託

役務提供委託とは、運送などの各種サービス(役務)の提供

を営む事業者が、請け負った役務の全部または一部を他の事業者に委託することをいいます。

具体的として、貨物運送業者が請け負った貨物運送業務の一部をトラック運送会社に委託する場合や、自動車メーカーが販売した自動車の保証期間内のメンテナンス作業を自動車整備会社に委託する場合などが挙げられます。

例外として、建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事については、下請法の対象とはなりません。

これは、建設業法に類似の規定が置かれ、下請事業者の保護が別途図られているためです。

ただし、建設資材などを販売する建設業者が商品の製造を外部委託する場合は「製造委託」に該当しますし、建設業者が設計図面の作成を他の事業者に委託する場合は「情報成果物作成

となります。

なお、役務提供委託として下

請法の対象となる役務とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら利用する役務は含まれないこ

とになります。

例えば、貨物運送の委託のみを請け負った運送業者が、運送作業のために必要な梱包作業を他の事業者に委託する場合、この梱包作業自体は他者から請け負った役務ではなく、自ら利用する役務であるため、梱包作業の委託は下請法上の役務提供委託には該当しません。



田中伸山
下江法律
事務所
副代表
弁護士

機動力と総合力の広島最大級事務所！迅速な対応のための予防法務=顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27上八丁堀ビル703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 代表 山下江

山下江法律事務所

広島本部、呉・東広島・福山・岩国支部

広島弁護士会、山口県弁護士会所属

山下江

検索



H29.11撮影

□契約書チェック

□債権回収

□労務問題など

◆企業法務相談料30分5千円(+税)

◆案件により着手金無料(応相談)

企業法務専門サイトあります

<https://www.hiroshima-kigyo.com>



相談予約専用
フリーダイヤル
0120-7834-09

IS-OK